

参考資料 2

【確定拠出年金法】

(事業主の責務)

第 2 条 事業主は、その実施する企業型年金の企業型年金加入者等に対し、これらの者が行う第二十五条第一項の運用の指図に資するため、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号）】<抜粋>

（別紙）確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）

第 2 資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項

1. 基本的な考え方

（1）確定拠出年金は、我が国の年金制度において、個々の加入者等が自己責任により運用し、その運用結果によって給付額が決定される初めての制度である。確定拠出年金が適切に運営され、老後の所得確保を図るために年金制度として国民に受け入れられ、定着していくためには、何よりも増して加入者等が適切な資産運用を行うことができるだけの情報・知識を有していることが重要である。したがって、法第 2 条の規定等に基づき、資産の運用に関する情報提供に係る業務を行うこととなる確定拠出年金を実施する事業主、国民年金基金連合会及びそれから委託を受けて当該情報提供業務を行う確定拠出年金運営管理機関等（この第 2 の事項において「事業主等」という。）は、極めて重い責務を負っており、制度への加入時はもちろん、加入後においても、個々の加入者等の知識水準やニーズ等も踏まえつつ、加入者等が十分理解できるよう、必要かつ適切な情報提供を行わなければならないものであること。

（2）資産の運用に関する情報提供に係る業務を行う事業主等は、常時上記（1）に記した責務を十分認識した上で、加入者等の利益が図られるよう、当該業務を行う必要があること。

2. 法第 2 条の規定に基づき加入者等に情報提供すべき具体的な内容

（1）資産の運用に関する情報提供に係る業務を行う事業主等は、少なくとも、次に掲げる事項を、制度への加入時及び加入後の個々の加入者等の必要性に応じて加入者等に情報提供すること。

- ① 確定拠出年金制度等の具体的な内容
- ア わが国の年金制度の概要及び年金制度における確定拠出年金の位置づけ
イ 確定拠出年金制度の概要（次の（ア）から（キ）までに掲げる事項）
- （ア）制度に加入できる者とその拠出限度額
- （イ）運用商品（法第23条第1項に規定する運用の方法をいう。以下同じ。）
の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法及び運用商品の預替え機会の
内容
- （ウ）給付の種類、受給要件、給付の開始時期及び給付（年金又は一時金別）
の受取方法
- （エ）加入者等が転職又は離職した場合における資産の移換の方法
- （オ）拠出、運用及び給付の各段階における税制措置の内容
- （カ）事業主、国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の役割
- （キ）事業主、国民年金基金連合会、運営管理機関及び資産管理機関の行為準
則（責務及び禁止行為）の内容
- ② 金融商品の仕組みと特徴
- 預貯金、信託商品、投資信託、債券、株式、保険商品等それぞれの金融商品に
ついての次の事項
- ア その性格又は特徴
イ その種類
ウ 期待できるリターン
エ 考えられるリスク
オ 投資信託、債券、株式等の有価証券や変額保険等については、価格に影響
を与える要因等
- ③ 資産の運用の基礎知識
- ア 資産の運用を行うに当たっての留意点（すなわち金融商品の仕組みや特徴
を十分認識した上で運用する必要があること）
- イ リスクの種類と内容（金利リスク、為替リスク、信用リスク、価格変動リ
スク、インフレリスク等）
- ウ リスクとリターンの関係
エ 長期運用の考え方とその効果
オ 分散投資の考え方とその効果

(2) 加入者等に、運用プランモデル(老後までの期間や老後の目標資産額に応じて、
どのような金融商品にどの程度の比率で資金を配分するかを例示したモデル)を
示す場合には、元本確保型の運用方法（令第16条各号に規定する運用の
方法をいう。以下同じ。）のみで運用する方法による運用プランモデルを必ず含
んでいるものとすること。

3. 加入者等への具体的な提供方法等

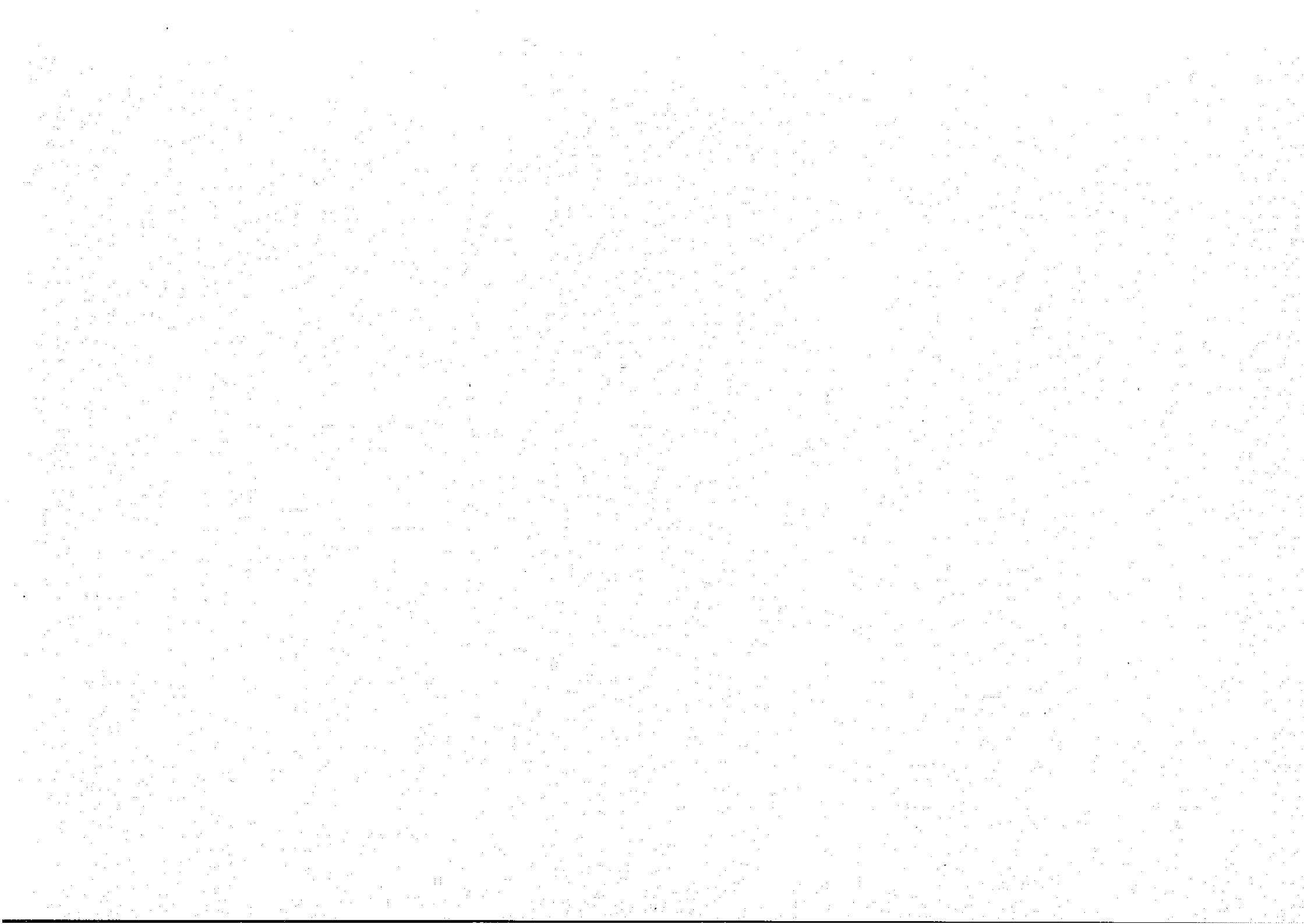
(1) 資産の運用に関する情報提供に係る業務を行う事業主等は、次に掲げる方法により、加入者等に情報提供すること。

- ① 資産の運用に関する情報提供の方法としては、例えば資料やビデオの配布(電磁的方法による提供を含む。)、説明会の開催等があるが、各加入者等ごとに、当該加入者の資産の運用に関する知識及び経験等応じて、最適と考えられる方法により行うこと。
 - ② 事業主等は、加入者等がその内容を理解できるよう情報提供を行う責務があり、加入者等からその内容についての質問や照会等が寄せられた場合には、速やかにそれに対応すること。

(2) 事業主が確定拠出年金運営管理機関に資産の運用に関する情報提供を委託する場合においては、当該事業主は、各企業型年金加入者への資料等の配布、就業時間中における説明会の実施、説明会の会場の用意等、できる限り協力することが望ましいこと。

4. 資産の運用に関する情報提供と、確定拠出年金法で禁止されている特定の運用の方法に係る金融商品の勧奨行為との関係

- (1) 事業主等が上記2に掲げる資産の運用に関する情報を加入者等に提供する場合には、当該行為は法第100条第6号に規定する禁止行為には該当しないこと。
 - (2) なお、事業主等が、価格変動リスク又は為替リスクが高い株式、外国債券、外貨預金等（この（2）において「株式等」という。）のリスクの内容について加入者等に十分説明した上で、老後までの期間及び老後の目標資産額に応じて株式等での運用を含んだ複数の運用プランモデルの提示を行う場合にあっても、当該行為は法第100条第6号に規定する禁止行為には該当しないこと。



2004年

企業型確定拠出年金の加入者実態調査

NPO法人確定拠出年金教育協会／データ叶子情報

～職務教育～

〈記載書〉

2004年12月14日

特定非営利活動法人
確定拠出年金教育協会
代表 岩瀬順子

調查報告

1. 調查目的

確定機出年金加入者(以下同)之實績、加人者(以下同)之實績、制廢(以下同)之要客之間與其資訊之把握等。

2. 調查設計

1) 調查對象企業及其配布數、回收數:

確定機出年金委託人(以下同)上經過(以下同)企業5社の
回收率 60.6%、有効回答數4,381名が小5月單化抽出を行ひ、
DCO加入者 7,227名。
2,480名(下同)。

2004年6月中旬～7月下旬

3) 調查方法

社内実力者(以下同)の統籌・人事賃金部(以下同)配布回收率を一括管理の
対象各社の統籌・人事賃金部(以下同)配布回收率を一括管理の

4) 調查實施

確定機出年金教育協会／データマニテクノロジ

5) 賽計分析

確定機出年金教育協会 <http://www.npo401k.org>

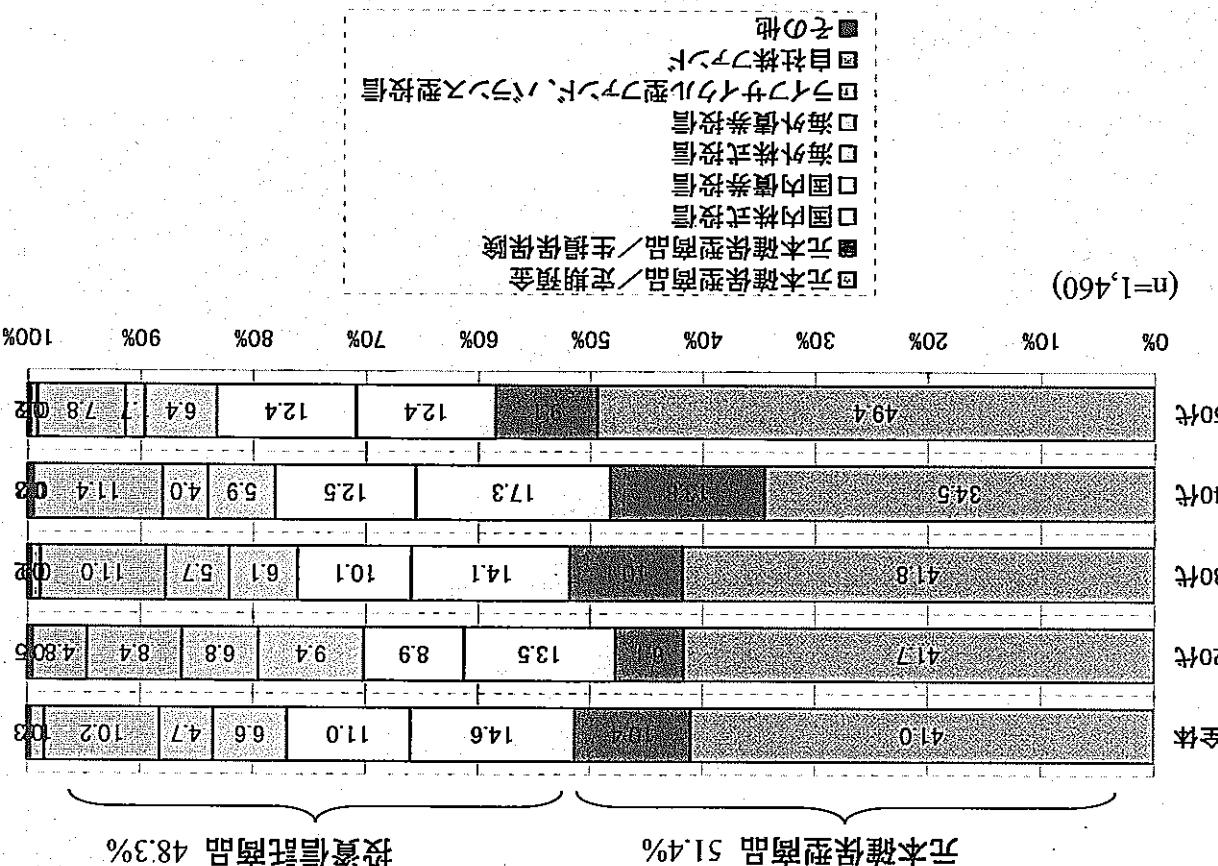
加入者の資產報酬比率

◆ 各年代層で元本確保型商品の運用割合が高め

◆ 40代の商品選択割合(2特徵方式)

元本確保型商品 51.4%

投資信託商品 48.3%



算の格差の考え方に関する分類

◆運用商品の選択状況による2つの特徴

●2つの区分定義

「投資信託派(投信派)」：投資信託の配分割合が50%以上



●元本保証派(保本派)

「元本確保派(元本派)」：元本確保型商品の配分割合が50%以上

← 単口保有の比率

元本派

「革新派」／環境変化への適応力

← 投資志向の比率

投信派

●元本保証派(保本派)

2. 「確信の保守派」／特(二)世界性
1. 「無党派」／無関心、無理解(特(二)女性)

← 単口保有の比率

無党派

2. 「確信の保守派」／特(二)世界性
1. 「無党派」／無関心、無理解(特(二)女性)